

盛岡地方振興局長告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成22年1月5日

盛岡地方振興局長 望月正彦

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370103962	アースサポート株式会社盛岡中央在宅サービスセンター	盛岡市北山二丁目27番1号	アースサポート株式会社	平成22年1月4日

2 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0372101493	ディサービスニュー鶯山荘	岩手郡雫石町鶯宿第10地割31番地9	杏仁不動産合資会社	平成21年12月4日

3 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0372200717	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城紫波営業所	紫波郡紫波町二日町字北七久保232番1	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	平成22年1月1日

4 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0372200717	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城紫波営業所	紫波郡紫波町二日町字北七久保232番1	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	平成22年1月1日